

四万十町一般広報委員公募実施要領の一部を改正する告示  
四万十町一般広報委員公募実施要領（平成22年告示第50号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（目的） <b>第1条</b> この要領は、<u>四万十町広報発行等に関する規則</u>（平成18年四万十町規則第16号。以下「規則」という。）第7条に規定する広報委員を住民から公募するにあたり必要事項を定める。</p>	<p>（目的） <b>第1条</b> この要領は、<u>四万十町広報発行規則</u>（平成18年四万十町規則第16号。以下「規則」という。）第7条に規定する広報委員を住民から公募するにあたり必要事項を定める。</p>